

第2章 基本構想

- 1 琴浦町の将来像
- 2 まちづくりの基本理念
- 3 将来像実現のための基本施策
- 4 施策の大綱

1. 琴浦町の将来像

琴浦町として、目指すべきまちづくりの基本方向を踏まえて、琴浦町の将来像を次のとおり設定します。

○ 琴浦町の将来像

・「自然と歴史が調和した心豊かなふるさと未来」

21世紀の新時代に新たな町を形成し、豊かな自然・歴史・文化・産業そして人を礎に郷土の未来を築いていきます。

2. まちづくりの基本理念

住民ニーズ、地域特性・資源、現行総合計画の分析を踏まえて、琴浦町として目指すべきまちづくりの基本理念は、次のとおりまとめられます。

○ まちづくりの基本理念

恵まれた豊かな自然環境、これまで育まれてきた郷土の歴史、文化、産業を踏まえ、次の基本理念を掲げながら新しいまちづくりを目指していきます。

・「自然と調和した住みよい環境のまち（生活環境）」

大山山系に源を発する豊かな水と緑、その裾野を紺碧に広がる日本海に注ぐ、その恵まれた自然と天然資源との調和を保ちながら、住んでみたくなる、住んでみて良かったと思われる文化の香りがするまちづくりを進めます。

・「希望に満ち健やかに笑顔広がるまち（人のこころ）」

お互いの顔が見え、笑顔で接し合う、ひとのつながりを大切にしながら明るく元気で過ごす活力あるまちづくりを進めます。

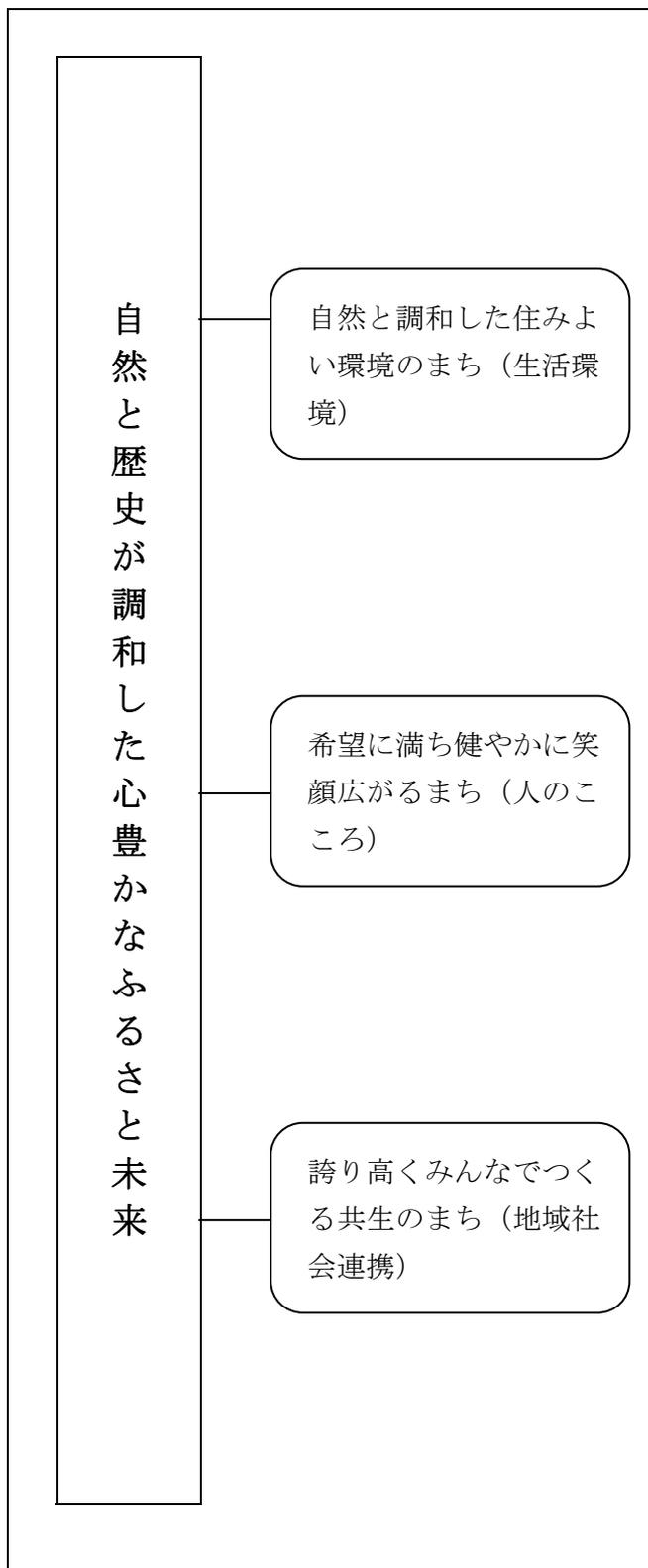
・「誇り高くみんなで作る共生のまち（地域社会連携）」

郷土に暮らす人みんなが協働してまちをつくっていく、一人ひとりを大切にしながら活力ある産業や生活基盤を築き、郷土愛を育み、生きていく地域社会づくりを進めます。

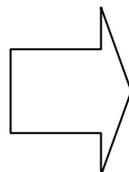
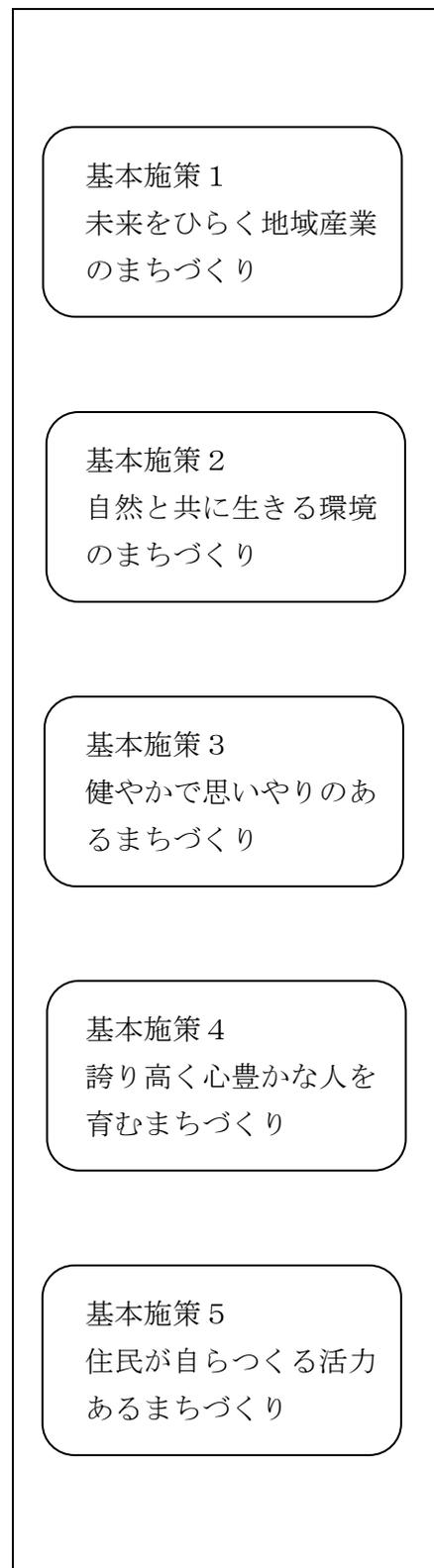
3. 将来像実現のための基本施策

琴浦町の将来像「自然と歴史が調和した心豊かなふるさと未来」の実現を図るため、次のとおり5つの基本施策を定めます。

[琴浦町の将来像]



[基本施策(5つの柱)]



4. 施策の大綱

1 未来をひらく地域産業のまちづくり

(1) 農林水産業の振興

恵まれた自然環境の中での農林業や水産業は重要な生活基盤として位置づいています。緑の大地と肥沃な耕地を活かして安全・安心・新鮮で美味しいもの作りと生産者と消費者が顔の見える関係を築きながら付加価値の高い産業として、今後とも振興を図っていきます。食の安全・安心志向を受け、生産履歴（トレーサビリティ）を明確にするとともにポジティブリスト（残留農薬基準）を遵守し、地域農業を確立し消費者の信用を高め生産販売活動を進めます。地産・地消の自立した取り組みを確立し女性や高齢者のやりがい対策を支援します。

また、担い手の育成や集落営農の育成に努めながら、農地の有効活用を図るため、農地集積や遊休荒廃農地対策を積極的に促進します。そして農業経営の法人化や企業の農業参入などにより経済活動の活発化を図ります。

畜産振興では畜産公害等環境対策にも配慮しつつ更なる環境にやさしい振興策を講じます。農林水産業の体験交流活動を積極的に取り入れ、新規就農者等の支援を積極的に行い後継者育成を図ります。

林業振興については計画的な間伐、保育、樹種転換などの森林施策を促進します。水産業については種苗の放流など栽培漁業の振興策を講じながら地場で採れた水産物の加工販売を支援します。また、新規就漁者の育成に努めます。

(2) 商工業の振興

商業の発展を考えるには、きめ細かく迅速な消費者ニーズの対応と楽しく安心して地元で買い物やサービスを受けられる地域づくり、情報化対策、経営基盤の強化、交通基盤整備が不可欠であり、その推進を図ります。また、工業の振興に向けて既存企業の体質強化を図るとともに、とりわけ製造業においては地元産品を主体とした食品加工の振興に努め、産地特化を推進します。

一般国道9号東伯・中山道路との関連を考慮した社会基盤の整備を行い、地元企業との調和、自然環境の保全を図りながら、企業誘致や産学官が連携した起業支援を働きかけ、町民の雇用を促進し、町経済基盤の安定を図ります。

(3) 観光振興対策

地元には国・県・町指定をはじめ、名所、史跡、天然記念物が多く、これらの特性を活か

した観光振興に町を挙げて取り組み、積極的な観光宣伝、観光ボランティアガイドによる観光案内などサービスの充実に努めます。

また、町内には歴史的、文化的に価値のある町並み、集落が存在しています。これらの埋もれた観光資源にスポットをあて、地域住民と一体となり地元の魅力を再認識し、地域と協働して、新たな観光地づくりを目指します。

(4) 雇用対策

各産業分野において経営基盤の安定化を図る方策を講じ、各年齢層が安心して、生き甲斐を持って働き、豊かな生活を送れるよう努めます。

雇用形態が変化する中で、既存企業との連携、企業誘致による雇用の増加を図り、特に若者の雇用の安定化を進めるとともに、経験の豊かな高齢者、障害のある人の適性を活かし、全ての雇用者の人権が尊重され安心して働ける職場づくりを目指します。

2 自然と共に生きる環境のまちづくり

(1) 道路の整備

町の産業・観光を振興し、活力あるまちづくりを進めるため、一般国道9号東伯・中山道路の整備を促進します。

一般国道9号東伯・中山道路への県道・町道等の接続道路や主要幹線道路の整備を環境に配慮しながら進め、広域的な連携と地域の活性化を図ります。

(2) 公共交通対策

鉄道、バスなどの公共交通は、町民の交通の利便を図るだけでなく、安全、快適で環境にやさしい移動手段として、極めて重要な役割を果たしています。マイカーの普及により利用者が減少傾向にあるなか、公共交通の認識を高め、利用者の増加に向けた利便性の高い取り組みを行います。

町内バスの運行について町民のニーズを踏まえ、鉄道、広域路線バスとの連携を図りながら利便性の向上を図ります。

(3) 市街地（町並み）の整備

地域の特性を活かしながら地域住民はもとより、自然、環境、資源並びに高齢者、障害のある人等に配慮し、より多くの観光客の来訪を見込める調和のとれた快適な都市空間の実現を目指して、駅周辺を含めた市街地（町並み）の整備を進めます。

(4) 地域情報化対策

放送のデジタル化、双方向情報通信に対応するため、現在のCATV施設のデジタル化対応を行い、情報通信環境の向上を図るほか、町内公共施設のネットワークの高度化、保健・医療・福祉・防災等生活に身近な分野での利用を検討します。

行政で保有している個人情報を含む重要な情報資産をコンピュータウイルスやコンピュータの操作ミスによる情報流出を防ぐため、セキュリティーポリシー(注1)の策定を行ないます。

(注1) **セキュリティーポリシー**: (情報システムなどで) 安全確保のための詳細な指針です。

(5) 住宅・住環境の整備

町の活性化、若者の定住促進のためには、住宅の確保が必要です。また、低所得者・高齢者等幅広い層のニーズに応える居住空間も求められています。このため質的向上を図りながら、公営住宅の整備充実、分譲宅地の販売促進に努めます。

(6) 公園・緑地の整備

市街地の公園は、災害発生時の緊急避難場所としても重要な役割を担っていることから、安全性と緑地空間に配慮した公園として整備します。

また、山・川・海岸線などは豊かな自然とふれあう場を提供していくための整備とPRに努めます。

(7) 上水道・下水道の整備

上水道については、安全で安心して飲める水を供給できるよう計画的な施設整備に努めるとともに、維持管理体制の充実・強化を図ります。

また、公共下水道・農業集落排水施設・合併処理浄化槽等の下水道施設整備を積極的に推進し、公共用水域の水質保全と生活環境の改善を図っていきます。

(8) 環境衛生とリサイクル対策の充実

生ごみのリサイクル等の検討を進めるとともに、ごみの分別収集を徹底して、減量化・再資源化・再利用の取り組み強化を図ります。

また、海岸や河川、山林への不法投棄が深刻な問題になっており指導監視体制を強化し、積極的な美化運動の啓発を促進します。

(9) 防災・消防・救急・国民保護体制の充実

災害時における初動体制の確立、防災通信網の整備など防災体制の充実を図ります。さらに、町民の防災意識の高揚と自主防災体制の確立に努めるとともに、地域安全活動の推進を図っていきます。

住民の生命・財産を守るため消防体制・施設整備の拡充を図り、広域消防との連携のもとに総合的な体制の強化を図ります。

また、救急体制については、緊急救援の体制づくりに取り組みます。

万一の大規模なテロや有事に対応するため、琴浦町国民保護計画に基づく体制づくりを進めます。

(10) 交通安全・防犯体制の充実

交通安全施設の整備や交通安全啓発活動等を通じて、交通安全意識を高め、交通事故を減らす取り組みを推進します。

また、地域社会と行政が連携して、防犯安全活動・啓発活動の促進に取り組み、防犯意識の高揚を図りながら、住民が安心して暮らせるまちづくりを進めます。

(11) 自然・歴史的環境の保全

豊かさを基礎としたまちづくりを推進するため、水と緑の自然環境の愛護意識の高揚を図り自然の生態系の保全に努めます。

古くからの優れた自然景観や歴史的史跡を守り育てるとともに、人と自然が共生できる快適な地域環境を創出します。

(12) 治山・治水・海岸保全と港湾・海岸整備

砂防堰堤、治山施設等の設置などにより、土砂災害防止に努めるとともに、森林が本来持っている土砂災害防止機能、水源涵養機能を活用するため、広葉樹を含め、多様な樹種の植栽、森林整備を行い、山林の荒廃防止に努めます。

また、水害を防止するため、生態系の保全に配慮しながら河川の改修など治水対策を推進します。さらに、港湾・海岸については地域の特性を活かした整備を促進して、住民の安全を確保します。

(13) 地球温暖化対策の推進

2005年、京都議定書が発効されるなど、地球温暖化防止に対する関心が高まっています。町としても二酸化炭素の排出を削減するための代替エネルギー設備として、風力発電、小水力発電、太陽光発電、バイオマスなど地域の自然エネルギーを活用する取り組みを推進していきます。

また、環境負荷の少ない循環型社会の形成を目指すとともに、環境ボランティア団体の育成にも取り組みます。

(14) 国土調査事業の推進

土地に関する資料は明治時代の地租改正によって作られた地図（公図）をもとにしたもので、土地の境界が不明確であったり、測量も不正確であったりするため、土地の実態を正確に把握することができません。

限りある国土の有効活用・保全のためには、土地の実態を正確に把握する地籍調査を実施する必要があります。地籍調査により作成された「地籍簿」と「地籍図」の写しが登記所に

備え付けられ、個人の土地取引から公的機関による地域の整備まで、およそ土地に関するあらゆる行為のための基礎データとなるものです。

3 健やかで思いやりのあるまちづくり

1) 保健、医療、福祉の充実

(1) 保健・医療の充実

広域的な医療機関との連携・協力を図り、夜間、休日の医療体制並びに緊急時の応急・救急医療体制等地域医療体制の整備、充実に努めます。

疾病の予防及び早期発見・早期治療が重要であることから、住民検診や健康相談・健康教育・家庭訪問などの充実に努めます。

安心して子どもを産み育て、心身ともに健やかな子どもが育つまちとして、育児相談や訪問指導、健康診査など母子保健の充実を目指します。

(2) 地域福祉の充実

近年、就業構造や社会環境の変化、家族構成の多様化などにより地域での福祉力（支えあう機能）が低下しつつあります。このため、福祉の担い手の養成や福祉学習の充実を図り、一人ひとりができるところから参加、協力できる環境を整備するなどボランティア活動を支援します。

また、協働のまちづくりの理念のもと、住民と行政が一体となった地域福祉ネットワークの形成により、いきいきと安心して暮らすことのできる福祉のまちづくりを進めます。

(3) 高齢者の生きがい対策、福祉の充実

高齢社会を迎え、高齢者が住み慣れた家庭や地域で、元気でいきいきとした生活を送るため、保健、医療、福祉、生涯学習、生活環境などの各種施策を総合的に推進します。

また、高齢者が培ってきた英知や技を発揮できる機会の充実や子ども達との世代間交流など、高齢者の社会参加を促進します。

介護や支援が必要な状態となっても、高齢者自身の意思を尊重し、安心して生活を営むことができるよう、関係機関との連携のもと、社会的な介護支援体制の整備を進めます。

(4) 児童福祉・子育て支援対策の充実

少子化の進むなか、子どもを安心して産み、健やかに育てる環境づくり、保育サービスや子育て支援の充実、負担軽減など環境改善に努めます。

また、子育てに関する相談、情報提供、サービス提供などを総合的に展開する子育て支援センターの充実を図ります。

(5) 障害者（児）福祉の充実

ノーマライゼーション(注1)の理念のもと、住み慣れた家庭や地域で自立した暮らしができる社会を実現するため、障害のある人の社会参加を促進するとともに、健康づくり、福祉サービス、バリアフリー(注2)、雇用の拡大など総合的な環境づくりに努めます。

また、障害児保育・教育における環境の整備や支援体制等の充実を図るとともに、心身に障害のある人に対する正しい理解と認識を深めるための啓発活動に努めます。

(注1) ノーマライゼーション： 高齢者も若者も、障害のある人もない人も、すべての人が、人間として社会の中で同じように生活し、活動できることが社会の本来あるべき姿、という考え方です。

(注2) バリアフリー： 障壁のないという意味。段差や仕切りをなくすなど高齢者や障害のある人に配慮をすることです。製品設計にも応用されています。

(6) 母子・父子福祉の充実

母子家庭や父子家庭が増加傾向にあることから、子ども、親、共に健やかな生活ができるよう、福祉関係機関との連携を密にして相談指導体制を充実するとともに、各種手当などの経済的支援や子育て支援等に努めます。

(7) 人権意識の高揚

人権尊重のまちとして、厳存する部落差別の解決をはじめ、男女共同参画の意識の高揚を図るとともに、子どもや女性、高齢者、障害のある人、病気に関わる人、在住外国人など一人ひとりの人権を尊重し、「あらゆる差別をしない、させない、許さない」を基本としたまちづくりを進めます。

また、住民一人ひとりの正しい理解と認識を深め、明るい社会を築くため、家庭・学校・地域社会・職域など、さまざまな機会を通して、人権・同和教育や啓発活動を総合的に推進していきます。

4 誇り高く心豊かな人を育むまちづくり

(1) 幼児教育の充実

地域社会の中で家庭と幼稚園、保育園等が十分な連携を図り、幼児一人ひとりの望ましい発達を促していく教育環境の整備、就学前教育から小学校への一貫した教育体制を整備します。将来的には保幼一元化(注1)を目指して、幼稚園(注2)を含め検討していきます。

(注1) 保幼一元化： 保育園と幼稚園の一体化（機能を併せ持つ）のことです。

(注2) 幼児園: 幼稚園と保育園が一つの建物にあり、職員室、運動場などの施設を両者が共有している施設などを「幼児園」という通称で呼びます。

(2) 学校教育の充実

子ども達の主体性を重視する学習とあわせて、豊かな人間性を身に付け、心身ともに健康でたくましい子どもの育成を基本とした学校教育を推進します。基礎学力を身につけ社会性、道徳性を培うため、情報教育や国際理解教育をはじめ創造力を高める教育を進め、教育内容や指導體制・教育環境の整備充実を図ります。また、地域に根ざした教育文化を推進し、開かれた学校づくりを目指します。将来的には小学校の統廃合を検討していきます。

(3) 生涯学習の充実

幼少期から高齢期までの段階に応じた情報の提供を行うとともに、社会変化や住民ニーズに応え、生涯学習を総合的に進めていく施設整備、指導體制の充実、多様な教育機会の提供に努めます。

子ども達が地域での伝統行事や諸活動への参加、自主的な活動の展開を積極的に推進します。さらに、21世紀を担う青少年の健全育成のため、地域でのふれあいや世代間交流を深めるとともに環境の整備・啓発活動を推進します。また、女性が生きがいを持ち、多様な能力を開発、発揮し、社会のあらゆる分野へ参画していけるよう学習機会を充実し、自主自発性の高揚を図ります。

(4) 人権・同和教育の充実

人権についての住民一人ひとりの正しい理解と認識を深め、人権を尊重し、部落差別をはじめとするあらゆる差別のないまちを築くため、あらゆる場や機会を通して、一貫した人権・同和教育、啓発活動を推進します。

(5) 地域文化の振興

地域の歴史、芸術、文化に幼年期から親しんでいくことが必要であり、親しむ機会、場所、情報の提供をはじめ文化活動のネットワークづくりを進めていきます。地域に根ざした伝統行事、伝統芸能の保存継承を推進するとともに、文化財保護に努め、文化施設の活用促進や既存施設の整備、機能の改善を図ることにより、高度情報化社会の進展といった時代の新たなニーズに対応した新しい文化の創造に努めます。

(6) スポーツ・レクリエーションの振興

多様化するニーズに応えるため、体育施設の整備をはじめ既存施設を有効利用し、活動の推進と地域住民の健康増進を図るとともに、総合型地域スポーツクラブ(注3)の推進を図るため、指導者・各種団体の育成、各種講習会・教室等を積極的に開催し、スポーツ・レクリエーションの振興に努めます。

(注3) 総合型地域スポーツクラブ: 活動の拠点となる施設を中心に、地域住民が主体的に運営するスポーツクラブのことで、多様な興味・関心、さまざまな技術レベルを持つ人々が、世代を越えて集まり、いろいろなスポーツを楽しむことのできる場です。

5 住民が自らつくる活力あるまちづくり

(1) 住民参画・地域活動の推進

「町民と行政が協働して取り組むまちづくり」を進めていくため、町民が行政に対して意見・提言できる仕組みを整えてきました。今後は町民と行政が気軽に、かつ積極的に意見交換できる仕組みを構築していきます。

また、各種審議会等の運営の活性化を図るとともに、積極的に行政情報公開を行うなど、町民からの意見・提言に対応できる体制づくりに努めます。

地域の活性化に向けた住民主体の活動を推進するため、地域づくり団体の育成や各種団体等の自発的な取り組みを支援します。

(2) 男女共同参画社会の推進

男女が互いに尊敬し、ともにその個性と能力をもって、積極的に社会参加をしていくための男女共同参画条例が制定されました。性別による固定的な役割分担等やそれに基づく社会慣行を是正するため、社会のあらゆる分野における取り組みが求められています。こうした現状を踏まえ男女共同参画に関する行動計画を策定し、家庭、地域、職場等でその互いの能力が発揮できるよう各役員会、委員会等への女性の積極的な登用や指導者の養成を推進します。

(3) 国際・国内交流の推進

国際交流は、住民が異文化体験を通して国際感覚を醸成するとともに、相互理解と自国の文化や伝統に対する認識を深めることで、ふるさとの素晴らしさを再認識する機会を提供します。

町では国際交流員や外国語指導助手を招致し、町の将来を担う児童や生徒、そして町民に語学や国際理解の機会を提供するとともに、民間交流の促進を図るために、国際交流団体の育成や支援を行います。

友好親善交流協定を締結している韓国麟蹄（インジェ）郡や友好交流を行なっている蔚珍（ウルチン）郡との交流を促進し、国際感覚の豊かなまちづくりを推進します。

国内交流は地域振興や活性化を図るために、他の自治体や民間団体及び町出身の県外在住者と連携を図り、産業・観光・文化など多様な交流活動を行い、魅力あるまちづくりのために情報発信・収集に努めます。

(4) 行財政運営の効率化

急速な社会情勢の変化や多様化する住民ニーズに対応した新たな施策に積極的に取り組むとともに、合併による町の広域化に対応するため、行政事務手続きの電子ネットワーク化を推進するほか、公正で開かれた町政運営を推進し、効率的かつ効果的な行政運営の確立に努めます。

健全な財政運営を進めるため、長期的視点に立って計画的に財源の公正かつ効率的な配分を行うことにより、財政基盤の強化を図るとともに、行財政の効率化を進めるため、バランスシート(注1)の作成など行政評価制度の導入に向けた検討を行います。

(注1) バランスシート: 一定時点(通常は決算日)における財政状態を表示した会計報告書のことです。バランスシートは、資産の部、負債および資本の部からなる複式簿記となっており、資産の部は資金の具体的な運用形態を示し、負債および資本の部は源泉形態を示しています。バランスシートは資金を運用と源泉の二面から把握した計算書ですので、資産合計額と負債・資本合計額は当然に合致する関係にあります。